、幕府より拜借金被仰付候面々右大坂より申來候紙面之寫。

候。尤面々隨分被申付にては可有之候得共、何と哉覽取申 御沙汰等も候はど如何の事に候像、此段申達候事に候。 候て作略有之様子に無之哉の様にも相聞え候故、若し此上 出をも不仕、右の作略而已に打懸り申程にも可有之儀に存 御斷をも被申、扨又平常の事は一切被相止、公務の外は外 氣毒成事に候間、及候程は精力を可被盡事に候。左候はど 飢人多く候段は、 様に被申付、家來等迄も別て精に入可取計事に候。領內に 右の通拜借等被仰付候面々へ、 於江戸表不得止事儀は格別、 も多く餓死の者も有之候。領米の及候程は、隨分飢人無之 免候故、 西國・四國・中國筋蟲付損亡に付、飢人も可有之樣子に相聞 廻米の御沙汰有之、其上拜借被仰付候。此節飢人 日頃の手當も無之様にて、何とも外聞も 對公儀候 振舞等も今年・來年 御先手の衆中を以寄々可申

十二月日

於江戸表被仰渡候に付、

此段相達候。

以上。

一、重ねて被申渡の趣

公儀の指引にもれ候では、御教の詮有之間敷候。若い人々貧窮に隨ひ差別候では大勢の儀行屆申間敷候。若敷の多少夫々に應差別有之候。私領への御米は領主にて買敷の多少夫々に應差別有之候。私領への御米は領主にて買敷の多少夫々に應差別有之候。私領への御米は領主にて買敷の多少夫々に應差別有之候。私領への御米は國主・領主の損亡の國々、御米被遺飢人御教の儀。右御米は國主・領主の損亡の國々、御米被遺飢人御教の儀。右御米は國主・領主の

不、貧者も買取り、飢人の手に廻申間敷候。延候でも自力は難調可有之候。又猥に買安く候では、食物分に買求候儀と、相心得候と相見え候。極貧の者は何程日一、來秋收納以後代金納候樣に相願候由。此趣は飢人共自一、來

可申聞候。

・、領内の人民は、國主・領主の作略にて、凶年の救可致儀
に供。然共今年の分は、國々一統夥敷儀にて、金銀才
の論に候。然共今年の分は、國々一統夥敷儀にて、金銀才
を被爲借、百日延に代銀納候事に候へば、此上は領主の作
略次第、來春麥作出來迄の內、餓死人數多無之樣に事調可
略次第、來春麥作出來之の內、餓死人數多無之樣に事調可
申儀に候。此儀領主勿論家來役人迄も、能吞込候樣に再篇

右之通於江戸表被仰渡候間相廻候。以上

十二月日

十八日到來

一、松平左近將監より被渡候書付

書付の寫如左。 邊領分、蟲付損亡有之候大名衆家來御呼出被成、御渡候御十二月八日御用番松平左近將監殿御宅へ、西國・四國・中國

被得其意候。 委細杉岡佐渡守・細田丹波守より相達候様に申渡候間、 有之候は可爲越度候。面々無油斷可申付儀に候得共、 領主を始め領内の者共相持に心得、飢人致介抱候者、餓死 之様に、心の及候程は作略いたし可申事に候。右の通國主・ の者數多には及間敷事に候。左も可有之事に候處、飢人等 をつなぎ候様に勘辨候て、 にても、身上相應に助力いたし、來春受作出來迄の內、 地頭の精力計にては 難計候と 相聞え候。百姓・町人等の內 可申付事は勿論に候。然共今年の蟲付損亡は夥敷儀にて、 彼此御沙汰に被及事に候。 西國・四國・中國邊蟲付損亡に付て、 如何様に成共いたし餓死多く無 凶年の手當は國主・領主象で 飢人・餓死も可有之と 尚更 饑

子十二月

二十八日に到來

一、松平隱岐守へ被申渡の趣

衆も相詰、上意の趣左近將監殿演述如左。平左近將監殿宅へ御招、老中不殘列坐、御大目付並御目付平左近將監殿宅へ御招、老中不殘列坐、御大目付並御目付十二月十九日の晩、豫州松山城主松平隱岐守殿を、老中松

開候由被仰出候。 開候由被仰出候。 其方領分には餓死の者段々相增候由に候。 有之事共に候。其方領分には餓死の者段々相增候由に候。 有之事共に候。其方領分には餓死の者段々相增候由に候。 大により思召も可有之候間、此以後無油斷申付候様に可申 が様の節は別て作略も可有之所、常々心懸も薄き故と被思 が様の節は別て作略も可有之所、常々心懸も薄き故と被思 が様の節は別で作略も可有之所、常々心懸も薄き故と被思 が様の節は別で作略も可有之候間、此以後無油斷申付候様に可申 と被思 が様の節は別で作略も可有之に付、手當の儀被仰出者

候。 前守殿等も指扣被罷在候。領內飢死の人四千人に及候旨に前守殿等も指扣被罷在候。領內飢死の人四千人に及候旨に右の趣に付 隱岐守殿 指扣被罷在候。嫡子山城守殿・同姓備

正月六日告來る。

小